様式第５号の４（第４条・第１０条関係）

補助要件チェックシート  
（断熱性能向上住宅リフォーム補助金）

該当する場合に☑を入れてください。チェック欄全てに当てはまらない場合は、原則補助金を交付することができません。なお、チェックした項目については、別途、確認させていただく場合があること、予めご了承ください。

補助申請者名　　　　　　　　　　　　　　　

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 確認内容 | チェック欄 |
| （補助対象者要件） | | | |
| (1) | 市税の滞納がないこと。 | | □ |
| (2) | 暴力団又は暴力団員等と関わりがないこと。（詳細は交付要綱第３条第２項参照） | | □ |
| （補助対象事業要件） | | | |
| 事業全般 | | | |
| (1) | 本補助事業が二酸化炭素の排出の削減に効果があること。 | | □ |
| (2) | 本補助事業実施時における最新の各種法令等に遵守した事業であること | | □ |
| (3) | 本補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。 | | □ |
| (4) | 本補助事業以外の国の負担又は補助を受けて事業を実施する箇所と、本補助事業で実施する改修箇所が重複しないこと。 | | □ |
| (5) | 補助対象者が常時居住する住宅を断熱改修する事業であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の写しの提出により同一人物であることを証明すること。 | | □ |
| (6) | 補助対象者が所有している住宅であること。 | | □ |
| (7) | 次に示す（ア）～（ウ）について遵守すること。 | | □ |
| ア | 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること | | □ |
| イ | 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと | | □ |
| ウ | 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 | | □ |
| 断熱改修 | | | |
| (1) | 主たる居室と、寝室または脱衣室・浴室をセットで行う断熱改修工事であること。 | | □ |
| (2) | 次のいずれかに該当する工事であること。 ・外窓交換、ガラス交換、内窓設置、玄関ドア取替などの開口部工事。 ・床断熱は熱抵抗値２．２以上、天井断熱は熱抵抗値４．０以上の断熱工事。 ・断熱工事とセットで行う改修範囲の床、壁、天井との取り合い部への断熱材をベースとした気流止め工事。 | | □ |
| (3) | 改修前の現況調査を行い、断熱性能向上現況調査チェックシートを記入していること。 | | □ |
| (4) | 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。 | | □ |
| (5) | 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスを改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。 | | □ |
| (6) | 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、外皮部分（外気に接する部分）のみを補助対象経費とすること | | □ |
| (7) | 現況調査費、仕上げ工事、事務費用などの諸経費、足場代等は、補助対象経費に含んでいないこと。 | | □ |